

徳島県選挙管理委員会告示第四号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和四年六月二十二日から適用する。

令和五年一月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長      中   田   丑   五   郎

一の表13の項中「徳島市大原町大神子19」を「徳島市大原町余慶1番1」に改め、同表146の項中「徳島市大原町大神子19番地」を「徳島市大原町余慶1番1」に改める。